

平成21年度移住・交流受入システム支援事業実施要綱

第1 趣旨

財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）は、財団法人全国市町村振興協会の助成金を財源に、この要綱の定めるところにより、地方が都市住民などを受け入れる移住・交流受入システムの構築に取り組むモデル的な事業に対する支援を行うため、移住・交流受入システム支援事業を行う。

第2 助成対象団体

助成対象団体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

第3 助成対象事業

- 1 助成対象事業は、市町村が専門的知見を有する法人や個人等を活用して移住・交流受入システムの構築を図るための事業とする。
- 2 前項の事業は、次の基準に適合するものとする。
 - (1) 市町村が行う移住・交流受入システム構築のための取組を専門的知見を有する法人や個人等に委託する事業であること。
 - (2) 移住・交流受入システム構築のために行う取組で、事業計画に具体性のある事業であること。
 - (3) 移住・交流受入システム構築の観点から、事業の実施に係る実質的成果があがることが期待できる事業であること
 - (4) 本事業による取組内容が、他の市町村における移住・交流受入システム構築のモデルとなるような事例となり得る事業であること。
- 3 助成対象事業は、平成21年4月から平成22年2月末日までに実施する事業とする。

第4 助成対象経費

助成対象経費は、市町村が助成対象事業を実施するために要する経費とする。

第5 助成金

- 1 助成金の額は、次のとおりとする。
 - (1) 単独市町村で実施する場合 200万円を上限とする。
 - (2) 二以上の市町村により共同で実施する場合 400万円を上限とする。
- 2 助成金の額は、対象事業経費の100%以下とする。
- 3 助成金の額に、1,000円未満の端数があるときには、助成金の額は、当該端数の金額を切り捨てた額とする。

第6 助成金の申請手続

- 1 この要綱による助成を受けようとする市町村の長は、都道府県知事を経由して、財団法人地域活性化センター理事長（以下「理事長」という。）に、平成21年1月20日までに助成金交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 二以上の市町村により共同で実施する申請については、1つの市町村が代表して一括して行うものとする。

この場合において、代表の市町村は、代表して一括申請する旨の同意書（様式第2号）を作成し、その他の市町村については、代表の市町村に申請を依頼する旨の同意書（様式第3号）を作成し、それぞれ2部提出するものとする。

第7 助成の決定等

1 理事長は送付された助成交付金申請書の内容を審査し、助成する事業及び助成金の額を決定するものとする。

2 前項により助成を決定した場合は、理事長はその結果を都道府県知事を経由して市町村の長に通知するものとする。

第8 事業内容の変更

市町村の長は、対象事業について、その内容を変更する必要がある場合には、事業計画変更承認申請書（様式第4号）により、その理由と変更内容を、都道府県知事を経由して理事長に提出し、事前にその承認を受けるものとする。

第9 実績報告

市町村の長は、対象事業の完了後、助成金の交付を受けようとするときは、都道府県知事を経由して理事長に、平成22年2月末日までに実績報告書（様式第5号）を提出するものとする。

第10 助成金の交付

理事長は、実績報告書を受理した後、その交付すべき助成金の額を確定し、その旨都道府県知事を経由して市町村の長に通知するとともに、市町村の長に助成金を交付するものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施のために必要な事項は、別に定める。

平成21年度移住・交流受入システム支援事業 実施に係る留意事項

平成21年度移住・交流受入システム支援事業の実施については、平成21年度移住・交流受入システム支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）とともに、次の事項に留意してください。

第1 趣旨・目的

都市から地方への移住・交流は、人口減少社会における地域活性化策の柱として期待されるところですが、その促進のためには、国民の移住・交流ニーズに的確に対応するための仕組みづくりが必要です。

このため、移住・交流に意欲的な企業や自治体の連携により、地方が都市住民を受け入れる新たなモデルを創出し、今後移住・交流に取り組もうと考えている全国の市町村にこれを普及させることを目的としています。

第2 助成対象事業

1 要綱第3-1の「移住・交流受入システムの構築」とは、以下のようなものを想定しています。

- (1) 移住・交流受入のための新たなサービスや商品の開発・実証
- (2) 移住・交流受入のための人材の発掘及び育成
- (3) 市町村においてすでに具体化している移住・交流受入モデルの実証
- (4) 上記(1)から(3)の事業実施に資する調査研究業務

2 要綱第3-1の「専門的知見を有する法人や個人等」とは、以下のようなものを想定しています。

- (1) 移住・交流受入システムの構築に関する実務的なノウハウを有する民間企業やNPO法人等
- (2) 民間企業、有識者、住民及び行政機関等を構成員とする協議会等

3 事業終了後の具体的な効果や展望が明確にされたものを優先します。

第3 助成対象経費

助成対象経費は、委託業務の実施に要する経費です。

なお、委託業務実施に関連する市町村の旅費、賃借料等についても助成対象経費とします。

第4 共同実施の手続

二以上の市町村が共同で事業を行う場合の事務の流れは次のとおりです。

(1) 交付申請（変更承認申請もこれに準じてください。）

代表市町村は、共同で事業を行う市町村から同意書（様式第3号）を取りまとめの上、申請書（様式第1号）、代表市町村同意書（様式第2号）とともに都道府県に提出してください。

(2) 採択決定（額の確定もこれに準じてください。）

センターは助成金交付申請書の内容を審査し、その結果を都道府県を経由して市町村に通知します。（共同申請の場合も関係する市町村全てに通知します。）

(3) 実績報告

代表市町村は報告書(様式第5号)を都道府県を経由してセンターに提出してください。(共同で事業を行う市町村は報告書の提出の必要はありません。)

(4) 助成金の支払い

代表市町村の公金口座に振り込みを行います。

第5 助成対象事業の内容変更

助成対象事業の内容を変更する場合には、必ず事前にセンターの承認を受けてください。事前に変更承認を受けていない場合又は変更により当該事業が採択された趣旨から逸脱する場合は、変更承認を受けられない、あるいは助成額が減額になることがありますので留意してください。

第6 実績報告

要綱第9で提出した実績報告の内容は、センターが運営するホームページに掲載することがあります。

第7 その他の留意事項

- 1 助成対象市町村は、事業の成果を各種媒体を通じて積極的に広報をするように努力してください。
- 2 当助成金について、専門的知見を有する民間企業等の活用や事業終了後の具体的な効果や展望が明確にされた事業計画であることは、事業採択にあたっての大きなポイントとなりますので、不明な点は、センターまで事前にご相談ください。